

## 利用上の注意

- 1 統計表中の記号は次のとおり  
「-」は該当数字がないもの、「X」は調査事業所数が少ないため掲載しないもの（合計には含めている）  
「0」又は「0.0」は単位未満を示している。  
また、端数処理の関係で内訳と合計とは必ずしも一致しないものがある。
- 2 統計表中の年平均は次のとおり  
(1) 指数 各年1月から12月の数値を単純平均した。  
(2) 実数 各年1月から12月の数値を常用労働者数で加重平均した。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分公表と比較できるように、令和3年12月までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。  
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改定後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 5 調査対象事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更した。  
従来の総入れ替え方式においては、入れ替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改定を行っていたが、部分入れ替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 6 常用雇用指数及びその増減率は、最新のデータ（平成28年経済センサスー活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。  
なお、令和4年1月のベンチマーク更新に伴い、令和4年の賃金と労働時間の前年同月比には一定の断層が生じている。

(毎月勤労統計調査地方調査における表章産業分類)

大分類		中分類			
TL	調査産業計	E09, 10	食料品・たばこ	ES-1	E一括分1
C	鉱業、採石業、砂利採取業	E11	繊維工業	ES-2	E一括分2
D	建設業	E14	パルプ・紙	ES-3	E一括分3
E	製造業	E18	プラスチック製品	I-1	卸売業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	E19	ゴム製品	I-2	小売業
G	情報通信業	E21	窯業・土石製品	MS	M一括分
H	運輸業、郵便業	E24	金属製品製造業	P83	医療業
I	卸売業、小売業	E28	電子・デバイス	PS	P一括分
J	金融業、保険業	E29	電気機械器具	RS	R一括分
K	不動産業、物品賃貸業	E31	輸送用機械器具	TK1	特掲産業1
L	学術研究、専門・技術サービス業	E32, 20	その他の製造業		
M	宿泊業、飲食サービス業				
N	生活関連サービス業、娯楽業				
O	教育、学習支援業				
P	医療、福祉				
Q	複合サービス事業				
R	サービス業（他に分類されないもの）				

- ES-1 E（製造業）一括分1は、E13（家具・装備品）、E15（印刷・同関連業）に属する消費関連の製造業。
- ES-2 E（製造業）一括分2は、E12（木材・木製品）、E16, E17（化学、石油・石炭）、E22（鉄鋼業）、E23（非鉄金属製造業）に属する製造業素材関連の製造業。
- ES-3 E（製造業）一括分3は、E25（はん用機械器具）、E26（生産用機械器具）、E27（業務用機械器具）、E30（情報通信機械器具）に属する機械関連製造業。
- MS M（宿泊業、飲食サービス業）一括分は、M75（宿泊業）、M76（飲食店）、M77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属する宿泊業、飲食サービス業。
- PS P（医療、福祉）一括分は、P84（保健衛生）、P85（社会保険・社会福祉・介護事業）に属する医療、福祉。
- RS R（サービス業、他に分類されないもの）一括分は、R88（廃棄物処理業）、R89（自動車整備業）、R90（機械等修理業）、R91（職業紹介・労働者派遣業）、R92（その他の事業サービス業）、R93（政治・経済・文化団体）、R94（宗教）、R95（その他のサービス業）に属するサービス業。
- TK-1 特掲産業1は、E15（印刷・同関連業）に属する製造業。